

庁舎等複合施設の設計段階における新庁舎部分待合エリアの席数

現設計			現在の庁舎（参考）		
階数	課	席数	階数	課	席数
1階	・市民課 ・保険年金課 ・会計課 ・子育て支援課（手当助成係）	39	本庁舎		
			1階	・総務課（庶務係・文書係） ・職員課・管財課・地域安全課	3
2階	・地域福祉課 ・自立生活支援課 ・介護福祉課	28	2階	・市長室・副市長室 ・企画政策課・財政課 ・広報秘書課（広報係・秘書係）	0
			3階	・議会等	0
3階	・コミュニティ文化課 ・経済課（消費生活係） ・市民税課・資産税課・納税課 ・子育て支援課（子育て支援係） ・保育課・児童青少年課 ・生涯学習課	28	4階		0
			第二庁舎		
			1階	・市民課・会計課 ・広報秘書課（広聴係）	34
			2階	・保険年金課・地域福祉課 ・自立生活支援課・介護福祉課	14
4階	・環境政策課・ごみ対策課 ・下水道課・経済課（産業振興係） ・農業委員会・教育委員会 ・都市計画課・まちづくり推進課 ・道路管理課・交通対策課 ・区画整理課	0	3階	・市民税課・資産税課・納税課 ・子育て支援課・保育課	11
			4階	・コミュニティ文化課・経済課 ・児童青少年課・環境政策課 ・ごみ対策課・下水道課	3
5階	・市長室・副市長室 ・広報秘書課・企画政策課 ・財政課・情報システム課 ・総務課・職員課・管財課 ・地域安全課・建築営繕課 ・選挙管理委員会・監査委員会	14	5階	・都市計画課 ・まちづくり推進課 ・道路管理課・交通対策課 ・建築営繕課	0
			6階	・情報システム課 ・総務課（情報公開係） ・選挙管理委員会 ・監査委員	0
6階	・議会	0		7階	・教育委員会
計 109			計 67		

※ 調査時期：令和4年7月

※ 待合エリアの席数のカウント方法

- ・現設計と現状の階数に配置を想定している部署は一致していない。
- ・待合エリアは複数の課で共用しているため課ごとのカウントは不可

(1) 新庁舎部分待合エリアの席数（庁舎等複合施設の設計段階）

- ・実施設計図【概要版】の新庁舎部分にて「待合」と記載がある部分をカウント
- ・打合せスペースや相談ブース部分はカウント外

(2) 現本庁舎・第二庁舎における待合エリアの席数

- ・各課カウンター前にある席数をカウント
- ・第二庁舎の長椅子は長さにより席数を2席、5席とカウント
- ・感染症対策で現在使用していない席数もカウント
- ・第二庁舎エレベータホール、北側窓付近の席はカウント外
- ・保健センターは含まず。

※ 現設計の各階課名は基本設計（案）説明書による。